

竹田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

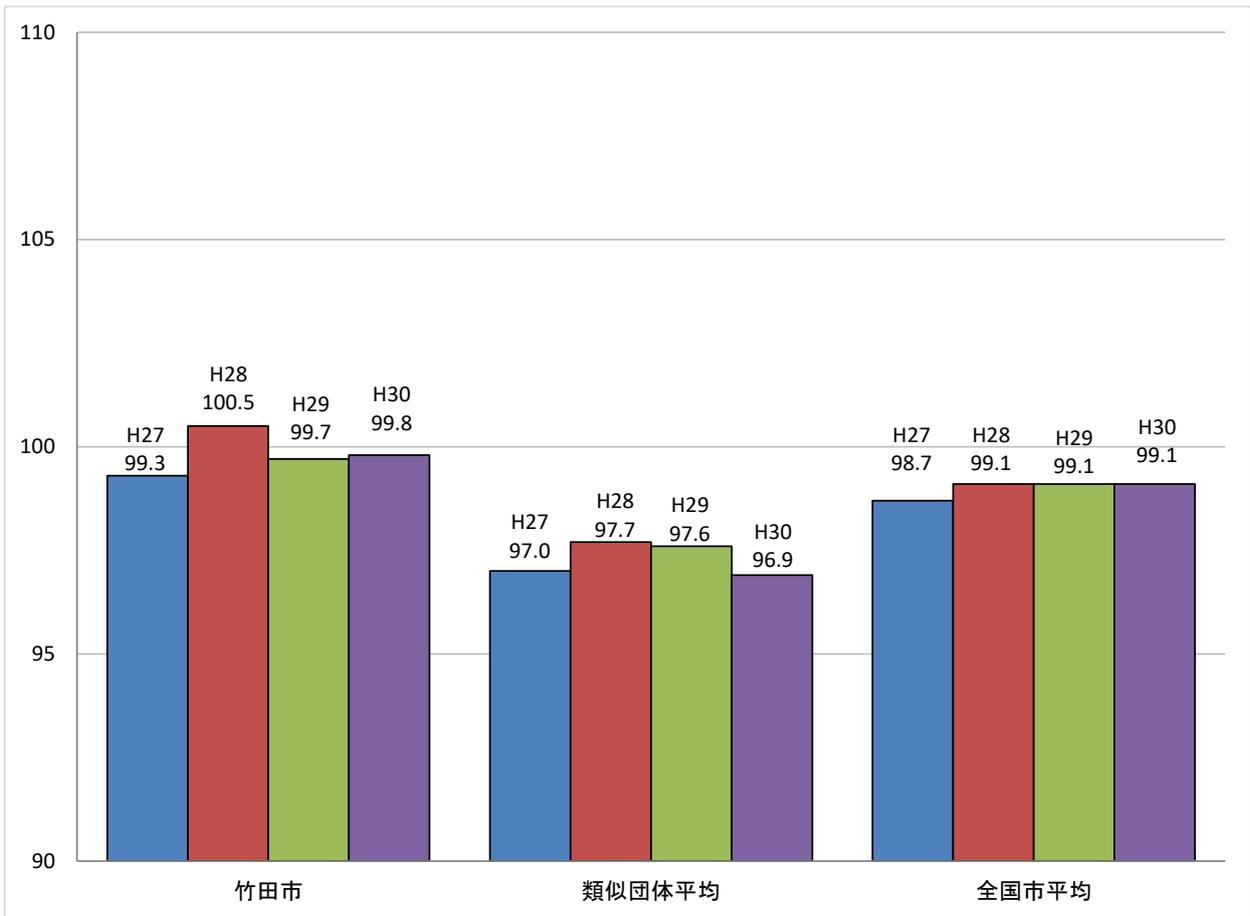
区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 22,421	千円 19,970,489	千円 512,476	千円 3,278,274	% 16.4	% 18.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 343	千円 1,222,551	千円 210,976	千円 527,910	千円 1,961,437	千円 5,718	千円 5,863

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数による比較は給料のみの比較であり、手当は含まれていない。手当には、当市では支給されていない地域手当や国家公務員のみ支給されている「広域移動手当」「本府省業務調整手当」などが含まれる。
そのため、給与(給料に手当を含んだ額)で比較した場合は、ラスパイレス指数を基準とした比較より、当市の数値は低くなる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(実施 未実施)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 給料表において、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、引き下げを行う。
 激変緩和のため、5年間(平成32年(令和2年)3月31日まで)の経過措置(現給補償)を実施する。
 他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施する。

② 地域手当の見直し

制度なし

③ その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
竹田市	46.4 歳	352,317 円	410,138 円	380,310 円
大分県	42.9 歳	327,009 円	403,374 円	354,538 円
国	43.5 歳	329,845 円	410,940 円	410,910 円
類似団体	42.3 歳	316,612 円	371,978 円	343,315 円

②消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
竹田市	34.1 歳	270,943 円	337,657 円	313,894 円
類似団体	37.1 歳	284,122 円	348,888 円	312,628 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		竹 田 市	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,800 (183,940) 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	151,500 (149,985) 円	151,500 円	147,100 円
消 防 職	大 学 卒	185,800 (183,940) 円	— 円	— 円
	高 校 卒	151,500 (149,985) 円	— 円	— 円

(注) () 内の金額は、30年4月1日現在のカット後の実支払額(1%カット)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,900 (257,748) 円	366,500 (352,940) 円	379,000 (364,977) 円	392,600 (378,074) 円
	高 校 卒	227,000 (224,730) 円	347,800 (334,931) 円	368,900 (355,251) 円	389,600 (375,185) 円
消 防 職	大 学 卒	264,900 (257,748) 円	366,500 (352,940) 円	379,000 (364,977) 円	392,600 (378,074) 円
	高 校 卒	227,000 (224,730) 円	347,800 (334,931) 円	368,900 (355,251) 円	389,600 (375,185) 円

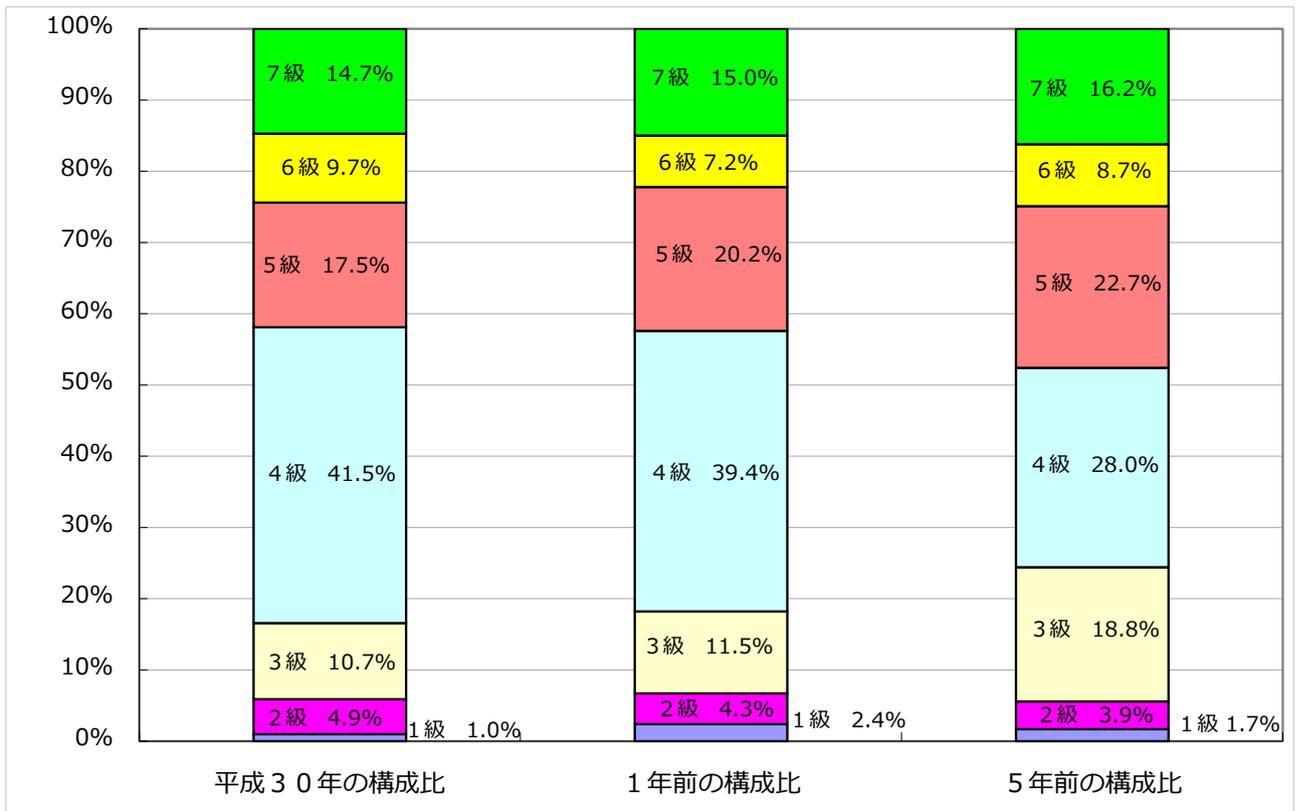
(注) () 内の金額は、カット後の実支払額

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	2	1.0 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主任の職務	10	4.9 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主査の職務	22	10.7 %	228,900 円	349,600 円
4 級	係長及び副主幹の職務	85	41.5 %	262,000 円	383,800 円
5 級	課長補佐及び主幹の職務	36	17.5 %	288,000 円	392,600 円
6 級	課長及び参事の職務 困難な業務を処理する課長補佐の職務	20	9.7 %	318,500 円	409,800 円
7 級	困難な業務を処理する課長の職務	30	14.7 %	362,300 円	444,500 円
8 級	特に困難な業務を処理する課長の職務	0	0 %	407,700 円	468,200 円
計		205	100.0 %		

- (注) 1 竹田市職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

病気休暇日数等の勤務状況及び勤務評定により昇給を判定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

竹 田 市	大 分 県	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,686 千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,727 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (-) 月分 (-) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

基準日以前6ヶ月以内の勤務状況(病気休暇・育児休業等)の期間率を反映させ、支給割合を決定している。

(2) 退職手当 (30年4月1日現在)

竹 田 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置加算 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円 23,256 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置加算 (2%~45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)				3,742 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)				31,448 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)				33.8 %
手当の種類 (手当数)				8
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度)	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	税務事務に従事する職員	賦課及び徴収業務等	646,786円	月額 2,500円
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	左記作業に従事した職員	感染症の疑いのある患者や家畜の防疫作業	0円	日額 500円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉事務所生活保護係	ケースワーカー	98,000円	月額 2,000円
行旅死亡人の取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	行旅死亡人等の取扱い	0円	1人につき 病人1,000円 死亡人3,000円
清掃センター、衛生センター、浄水場に勤務する職員の特殊勤務手当	左記施設で作業に従事する職員	ゴミやし尿処理、火葬業務	0円	月額 1,000円
消防職員の特殊勤務手当	消防職員	消防業務 (消火、救急等)	1,238,600円	月額 日勤職員 1,000円 隔日勤務職員 2,000円
医師職員の特殊勤務手当	医師職員	医療業務	1,181,880円	給料及び初任給調整手当の月額 の合計額の10/100の額
管理職員の特殊勤務手当	管理職員	災害時の深夜対応業務	568,000円	災害への対応等の臨時・緊急時の 深夜 (0~5時) 対応勤務1回につき 6,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	81,948 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	238 千円
支給実績 (28年度決算)	115,086 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	317 千円

※平成28年4月に発生した熊本・大分地震の対応により時間外勤務手当は大きくなっている。

(5) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)	
扶養手当	配偶者	12,500 円	異なる	支給単価が異なる	千円 65,286	円 316,920
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	配偶者を欠く職員の子のうち1人目	10,500 円				
	配偶者を欠く職員の父母等のうち1人目	9,500 円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 加算額1人につき	5,500 円				
住居手当	自宅 2,400円 (廃止：経過措置中)	基本的に同じ	自宅に係る手当の廃止 (経過措置中)	千円 26,877	円 123,856	
	借家家賃月額23,000円以下					家賃額 - 12,000円
	借家家賃月額23,000円超～55,000円未満					(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円
	借家家賃月額55,000円以上					27,000円
通勤手当	交通機関等利用者 全額支給限度額 55,000円	基本的に同じ	交通用具使用距離毎の金額が異なる	千円 25,917	円 91,258	
	交通用具使用者					
	交通用具使用距離に応じ2,100円～23,140円					
管理職手当	本俸の課長職 5%	異なる	率が異なる	千円 15,787	円 315,744	
休日勤務手当	変則勤務職場の年末年始の出勤	基本的に同じ	全ての休日対象ではない	千円 3,373	円 71,770	

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	給料月額等			
	(参考) 類似団体における最高/最低額			
給料	市長	814,000 (716,320)	円	950,000 円 / 259,000 円
	副市長	653,000 (600,760)	円	772,000 円 / 483,000 円
	収入役	—	円	— 円 / — 円
報酬	議長	402,000	円	545,000 円 / 230,000 円
	副議長	362,000	円	474,000 円 / 200,000 円
	議員	340,000	円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市長	(29年度支給割合)		
	副市長	夏	1. 5 5 0 月分	
	収入役	冬	1. 7 5 0 月分	
	議長	(29年度支給割合)		
退職手当	市長	(算定方式)		
	副市長	給料月額 × 483.5 / 100 × 勤務年数	(1期の手当額)	15,742,760円
	収入役	給料月額 × 280.4 / 100 × 勤務年数		7,324,048円
		—	(支給時期)	その任期ごとに支払う その任期ごとに支払う

(注) 1 () 内の金額は、カット後の実支払額 (市長12%・副市長8%)

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期4年勤めた場合の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

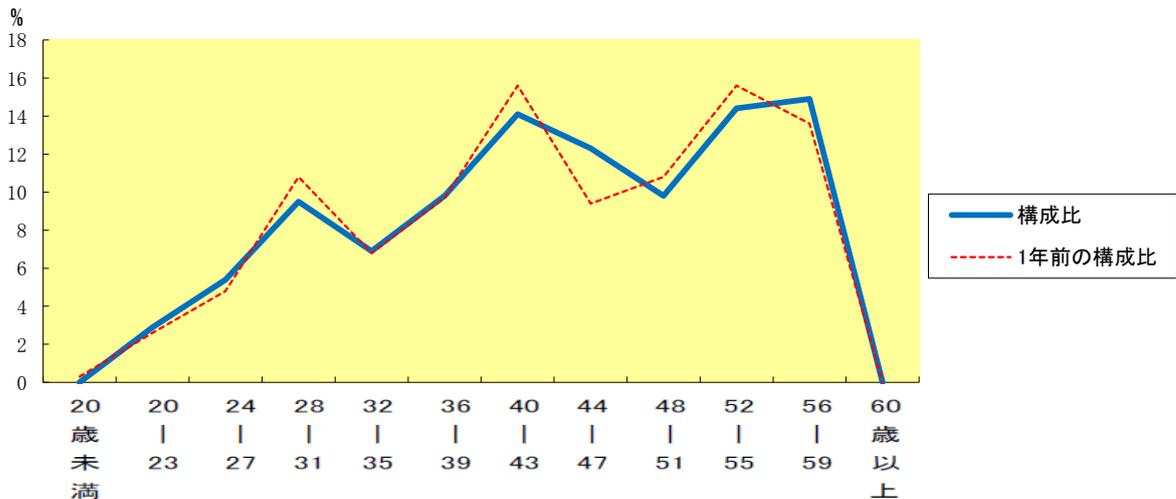
(平成30年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4	4	0	事務の統廃合縮小に伴う減員 社会福祉協議会事務従事による増員 事務移管に伴う減員（子ども医療事務）
		総務	71	68	▲3	
		税務	15	15	0	
		民生	39	40	1	
		衛生	21	20	▲1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	43	43	0	
		商工	9	9	0	
		土木	26	26	0	
	計	229	226	▲3	<参考>人口一人当たり職員数 100.80 人 (類似団体の人口一人当たり職員数 77.60 人)	
教育部門	34	34	0			
消防部門	58	57	▲1	事務の統廃合縮小に伴う減員		
小 計	321	317	▲4	<参考>人口一人当たり職員数 141.39 人 (類似団体の人口一人当たり職員数 100.63 人)		
会 計 公 営 企 業 等 部 門	水道	9	7	▲2	下水道部門への移管	
	下水道	2	4	2	水道部門からの移管	
	その他	20	20	0		
	小 計	31	31	0		
合 計	352	348	▲4	<参考>人口一人当たり職員数 154.30 人		
		[375]	[375]	[▲]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	10	19	33	24	34	49	43	34	50	52	0	348

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別	年 度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の	
		職員数	増減数	増減率						
一般行政	職員数	272	270	252	244	235	229	226	△44	-16.3%
教 育	職員数	53	43	44	43	37	34	34	△9	-20.9%
消 防	職員数	62	62	62	60	58	58	57	△5	-8.1%
公 営 企 業	職員数	33	33	32	31	32	31	31	△2	-6.1%
計	職員数	420	408	390	378	362	352	348	△60	-14.7%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職 員 給 与 費	総費用に占める	
				職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
29年度	千円 168,233	千円 224	千円 43,183	% 25.7	% 27.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 E	
29年度	人 7	千円 28,475	千円 2,417	千円 12,291	千円 43,183	千円 6,169

(参考) 市町村水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。
 (注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

イ 特記事項

・平成29年4月1日から職員給料月額管理職6.0%・一般職4.0%以内のカットを実施。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
竹 田 市	46.7 歳	346,119 円	514,083 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事 業 者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 基本給とは、給料と扶養手当の合計額である。
 平均月収額とは、平均年収を12で除した額である。
 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均値である。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

竹田市水道事業		竹 田 市	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,499 千円		1,686 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.8 月分	2.60 月分	1.8 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5%~15%	役職加算	5%~15%
管理職加算	なし	管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

竹田市水道事業			竹 田 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置加算 (2%~4.5%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置加算 (2%~4.5%加算)	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	23,256 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(注) 平成29年度は竹田市水道事業の退職者は該当なし。

ウ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度)	左記職員に対する支給単価

エ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	477 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	68 千円
支給実績（28年度決算）	1,459 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	208 千円

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	
扶養手当	配偶者	12,500 円	異なる	千円	円	
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	配偶者を欠く職員の子のうち1人目	10,500 円				
	配偶者を欠く職員の子のうち1人目	9,500 円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 加算額1人につき	5,500 円				
住居手当	自宅 2,400円（廃止：経過措置中）	基本的に同じ	自宅に係る手当の廃止（経過措置中）	千円	円	
	借家賃月額23,000円以下					家賃額-12,000円
	借家賃月額23,000円超～55,000円未満					(家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円
	借家賃月額55,000円以上					27,000円
通勤手当	交通機関等利用者 全額支給限度額 55,000円	基本的に同じ	交通用具使用距離毎の金額が異なる	千円	円	
	交通用具使用者					
	交通用具使用距離に応じ2,000円～22,640円					
管理職手当	本俸の課長級 5%	異なる	率が異なる	千円	円	